自主学習団体名（　　　　　　　　　　　　　）会則 3

１．（名称）　本会は、　　　　　　　　　　　　　　　　と称する。

２．（目的） 本会は、会員相互の親睦を図り、　　　　　 　　　の学習を推進する

とともに、　　　　　　　　　　　　　　の発展に寄与することを目的とする。

３．（活動）　本会の目的を達成するために次の活動をする。

　　　(1)　毎週　　　曜日（　　時　　分 ～　　時　　分）　継続的に学習会を開催する。

　　　(2)　施設の保全に努め、積極的にボランティア活動にも参加する。

　　　(3)　その他本会の目的を達成するための活動を行う。

４．（会員の資格）

(1) 本会の会員は、市内在住者及び市内勤務者・通学者で構成する。

(2) 入会は会則に従い、継続的に学習活動に参加することが認められる者は、いつ

でも入会することができる。

　　　(3)　会員は、本会で定められた月額(　　　　　円)の会費を納入しなければならない。

５．(役員の任期) 本会には次の役員を置く。

　　　会　長　　会員の互選により選出し任期は毎年４月～３月の１年間とする。

　　　　　　　　ただし，再任をさまたげない。

　　　副会長　　 同上

　　　会計係　　 同上

６．(役員の任務)　　役員の任務は次のとおりとする。

　　　会長は，本会を代表し(代表者)　、目的を遂行するために会務を処理する。

　　　副会長は，会長を補佐し、会長の欠けるときはその任務を代行する。

　　　会計係は、会費を徴収し、会計事務を処理する。

７．（会計）　 本会の会計は、次の経費をもってこれにあてる。

　　　会費は、月額　(　　　　　　　　　円)とする。

８．（会議）　 毎年　　　　回総会をもち、会則の改廃、役員の選出及び前年度活動・会計

報告、年間活動計画等について審議をおこなう。

　　　　　　　その他、必要に応じて役員会を開くことができる。

９.（事務局） 本会の事務局は、会長（代表者）宅内に置く。

１０．付則　 　この会則は、令和　　　　年　　　　月　　　　日　から施行する。